

国立大学法人島根大学経営協議会（第143回）〈議事要録〉

日 時 令和6年10月9日（水）14:00～16:30

場 所 松江キャンパス本部棟5階 大会議室（対面及びオンライン）

出席者 大谷学長，増永理事，松崎理事，金山理事，椎名理事，大川理事，宮脇理事，上野理事，
久保田委員，高塩委員，三輪委員，室崎委員，山口委員，吉山委員，渡辺委員

欠席者 上定委員，大西委員

オブザーバー 吉田監事，栗原監事

冒頭、学長から9月1日付で新たに就任した吉田監事及び同日付で再任された栗原監事の紹介があり、両監事から挨拶があった。

議決事項1 国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況（令和6年度）について

- 学長から資料に基づき、国立大学法人ガバナンス・コードの適合状況（令和6年度）について説明があり、審議の結果、原案通り議決された。

議決事項2 令和6年人事院勧告・報告への対応方針について

- 増永理事から資料に基づき、令和6年人事院勧告・報告への対応方針について説明があった。
- 学外委員から、今回の人事院勧告への対応に伴う教職員への説明にあたり、教職員のモチベーションを確保するための取組についてどのように考えているかとの質問があり、増永理事から、今後の過半数代表者との協議等において本学の現状を説明した上で、メンタルヘルスなど給与面以外での改善方策等について協議していきたいと考えているとの回答があった。
- 学外委員から、昨今の物価上昇等の社会情勢を踏まえると、今後も賃金上昇が継続することが想定されるため、交渉の際には次年度以降の具体的な方向性を示す必要があるのではないか、また、将来的な授業料値上げについても検討せざるを得ないのではないかとの意見があった。学長から、授業料値上げにより補填できる範囲は限定的であるため、人事計画の見直しや外部資金の獲得など他の方策により対応したいと考えているとの発言があった。
- 学外委員から、4月に遡及する場合としない場合の人件費増加見込額の差額を勘案すると、学内で工夫できる余地があるのではないかと考えるため、本来であれば遡及実施すべきだが、大学の対応方針に異をとらえるものではない、また、今後は国立大学全体として運営費交付金の見直しを文部科学省や財務省に繰り返し要請していくことが必要と考えるとの意見があった。学長から、運営費交付金の見直しについては国立大学協会の声明はじめ国会議員への説明などを行っているが、さらに要請を行うとの発言があった。
- 学外委員から、今回の対応方針と6月の診療報酬改定に伴う処遇改善との関係性について質問があり、増永理事から診療報酬改定に伴う処遇改善については6月から対応する予定であるとの回答があった。
- 審議の結果、原案通り議決された。

議決事項3 松江市による市道橋本深町線の道路改良事業に伴う本学土地の譲渡（有償）について

- 大川理事から資料に基づき、松江市による市道橋本深町線の道路改良事業に伴う本学土地の譲渡（有償）について説明があり、審議の結果、原案通り議決された。

議決事項4 一般定期借地権設定契約による学生宿舎の整備について

- 大川理事から資料に基づき、一般定期借地権設定契約による学生宿舎の整備について説明があった。
- 学外委員から、学生宿舎の整備にあたり、近隣の民間アパート等と同程度の賃料とするなど、民業圧迫

に繋がらないよう考慮しながら進めて欲しいとの意見があり、大川理事から、本件は公募により民間事業者から事業提案いただく形となっており、最終的には事業者自身が運営可能な料金設定を行うこととなるとの発言があった。

- 学外委員から、大学が整備する宿舎を利用できることは、特に女子学生の保護者にとっては安心に繋がるため、安全に配慮した環境を整備いただきたいとの意見があった。
- 審議の結果、原案通り議決された。

議決事項5 役員の退職手当算定に係る業績評価について

- 学長から資料に基づき、役員の退職手当算定に係る業績評価について説明があり、審議の結果、原案通り議決された。

議決事項6 理事の期末特別手当の支給割合の決定について

- 学長から、本議決事項の審議に先立ち、対象となる理事には退室いただく旨の発言があった。
- 対象となる理事の退室後、学外委員から議事に入る前に以下の3点について確認したいとの発言があった。

- ①役員給与規程第7条第3項に規定されている「経営協議会の議を経て」とは、経営協議会に議決権があるという意味か、経営協議会は諮問機関の位置付けであり最終的には学長が決定することを意味するのか。
- ②対象となる理事以外の理事との比較についても議論の対象となるのではないかと考えるが、対象となる理事を除く常勤理事が議事に加わることに問題はないか。
- ③理事は大学経営全般について責任を持つ立場であるため、本来であれば大学の財務状況などを踏まえた上で個々の評価について議論するという流れが自然ではないか。

学長から、①については経営協議会において議決された事項について学長が最終決定を行うものと理解している、②については常勤理事以外の各委員の意見を伺いたい、③については今回の期末特別手当の支給割合の上昇は財務状況全体を勘案しても学長の裁量の範囲内と判断したものであるとの発言があり、続いて、対象となる理事を除く常勤理事が議事に加わることにについて各委員から以下の通り意見があった。

- ・どのような点をどの程度評価したのかをしっかりと説明できることが重要であり、外部委員のみでなく常勤理事もいる場の方が判断しやすいのではないか。
- ・今回は評価を上げる事案であるため他の常勤理事が加わることに問題はないと思うが、評価を下げる判断を行う場合に経営協議会の場で評価を行うことは難しいと考える。
- ・経営協議会の場において理事の評価を行うことに違和感がある。
- ・各理事の業務の詳細について把握できていないため、経営協議会学外委員の立場として判断を行うことに困難さを感じているが、規定そのものの良し悪しの問題は別として、現段階では現行規定に従って審議を行うことが一つの方法ではないか。
- ・このような規定があるのであれば、評価対象となる理事だけでなく、今後他の理事についても積極的に評価を行えば良いのではないか。

- 以上の意見を踏まえ、評価対象となる理事を除く常勤理事については議事に加わることとし、学長から資料に基づき、理事の期末特別手当の支給割合の決定について説明があった。
- 学外委員から、今後この制度を適切に運用していくために、あらかじめ各理事のミッションや目標を明確に示した上で、それに対してどのように取り組み、大学がどのように評価したかという流れにすると評価の透明性が確保できるのではないかと意見があった。
- 学外委員から、現状、島根大学の経営状況が非常に良いというわけではなく、様々な課題を抱えている。

大学経営全般にも責任を負っている理事を標準より上と評価する場合は、担当分野のみならず大学全体の経営状況の改善・向上も判断材料になるものと考えたとの意見があった。

- 審議の結果、原案通り議決された。

報告事項1 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業への申請について

- 増永理事から資料に基づき、地域中核・特色ある研究大学強化促進事業への申請について報告があった。

報告事項2 総合理工学部改組の設置承認について

- 増永理事から資料に基づき、総合理工学部改組の設置承認について報告があった。

報告事項3 広島オフィスの閉所について

- 増永理事から資料に基づき、広島オフィスの閉所について報告があった。
- 学外委員から、高校訪問数が0件となっているが、高校へのアプローチについてはオンライン等代替の方法によって維持されているのかとの質問があり、増永理事から、SNSによる広報に力を入れているほか、広島オフィスで勤務していた元特任教員が広島、岡山地区の高校を訪問するなどの活動を行っているとの回答があった。

報告事項4 島根大学支援基金の受入状況及び支援状況について

- 金山理事から資料に基づき、島根大学支援基金の受入状況及び支援状況について報告があった。

報告事項5 令和5事業年度財務諸表の承認について

- 大川理事から資料に基づき、令和5事業年度財務諸表の承認について報告があった。

報告事項6 令和5事業年度財務状況分析について

- 大川理事から資料に基づき、令和5事業年度財務状況分析について報告があった。

報告事項7 令和7年度概算要求について

- 大川理事から資料に基づき、令和7年度概算要求について報告があった。

報告事項8 令和6年度前期（4～9月）の資金運用報告について

- 大川理事から資料に基づき、令和6年度前期（4～9月）の資金運用報告について報告があった。

報告事項9 附属病院運営状況について

- 椎名理事から資料に基づき、附属病院運営状況について報告があった。

報告事項10 理事の担当業務における本学の強みと課題について

- 椎名理事から資料に基づき、理事の担当業務における本学の強みと課題について報告があった。
- 学外委員から、スポーツメディカルセンターと2030年に島根県で開催される国民スポーツ大会との関係について質問があり、椎名理事から、本センターはアスリートのケアに対応できる環境が必要ということで設置したものであり、国民スポーツ大会の開催に向けて島根県との連携も考えているとの回答があった。